

発行／横浜市中央農業委員会・横浜市南西部農業委員会

これまで南西部農業委員会では「農委だより」を59号にわたり発行してまいりました。このたび市内全域への情報発信のため、中央農業委員会と合同で「よこはま農委だより」を発行することになりました。両農業委員会の活動をお知らせするとともに、皆様のご意見・ご要望を受け止めていきたいと思ひます。ご支援・ご協力をよろしくお願ひいたします。

創刊にあたり、両農業委員会会長に横浜の農業について語り合っていました。



中央農業委員会
会長 山本 誠一

求められる持久力

山本 横浜で農業を続けていくことを考えると相続税など税金の問題が大きいですね。さらに、生産コストに対して農産物の価格が合わず、農家の賃金を計算すると赤字になってしまう。

小川 中国の残留農薬問題の影響によって地場産の農産物へ関心が高まっていますが、やはり消費者は10円でも

安い方へ流れてしまいます。

山本 農外収入に頼らざるを得ないというのが現状ですね。

小川 政府は農地について「所有」から「利用促進」への転換や、相続税の納税猶予制度の見直しなどを議論しています。しかし、農産物価格を上げようという声はない。どうにか生産し続けられる方法を見つけなければならぬと思ひます。

山本 農家は自分の家の経営形態がどうなっているのか、何を主力にすれば合うのかを考えなければなりません。我が家では、はま農楽(※1)の方にパートで来てもらっていますが、よくやってくれています。農家も高齢化してくると体力的に今まで通りの作業をやるのは難しくなってくる。そこでどう判断して選択するのか重要だと思う。

小川 横浜の農業経営は地域により違いがみられ、すべての農家が市場への出荷というわけにはいきません。一方、庭先販売農家の直売はというと、多品目を生産しないとならないので、逆にこれも大変です。市場原理主義の中で都市農業の難しさを感じますね。

山本 横浜市では4月から新しい制度(※2)が始まりますが、個々の農家への支援や、生産が安定するような仕組みづくりが必要です。技術はあるが、細かい配慮がないと次世代までは続きません。自給率も大事ですが、今は持久力も求められています。

(2ページへ続く)



南西部農業委員会
会長 小川 正治

横浜は、今年、開港150周年を迎える。そして、これを盛大に祝う様々な記念事業が予定されている。開港50周年時には、市章・市歌の制定や開港記念会館の建設が、また開港100周年時には、マリインタワーや氷川丸が設置されている。150年前と聞けば、かなり昔の響きが漂う。しかし、私は子供の頃の出来事を50年の隔たりを越えて、ごく最近のことのように感じる。これを3度重ねると「150年」に届いてしまうわけだから、さほど遠い話ではなく、意外と身近に思えてくる。

先人たちの横浜の発展物語は、わずか百戸ほどの半農半漁の横浜村から始まり、努力を積み重ね、震災・戦争を乗り越えてきた結果と言える。

一方で開港時の横浜には、既に田畑が開け、「150年」より遙か以前の「いにしえ」から受け継がれてきた農業が営まれていた。そして現在にも連綿と引き継がれている。農業に備わったスケールの大きさと頼もしさを感じる。

今年の祭典を大いに盛り上げ楽しみたい。

地の声



食の安全性が問われる今こそ食育を

小川 去年は国内でも食品偽装した例がいくつかありましたが、農家は食品偽装できないし、しない。私は直売をやっていますが、お客さんに「おいしい」と言ってもらえるのが一番嬉しいね。生産者と消費者がお互いの顔が見える関係は良いと思います。

山本 食育という言葉があるけれど、実際に自分が食べているものがどうやってできるか知ること大切で。自分の手で作って労力がかかることを体験すると、農産物が「安すぎる」と理解を示す方もいる。小さい頃から体験して考えることが必要だし、そうしないといつ

までたっても価格を考えてもらえません。

小川 南西部農業委員会では20年以上、畑や水田で体験農業を続けています。一過性にならないよう、区役所とのタイアップや場所を変えて行い、種まきから収穫まで一連の作業を体験してもらうことを大事にしていますね。今回、農委だよりを合同で発行することになりましたが、両委員会で力を合わせて市全体でできることはどんどんやっていきましょう。

- ※1 はま農楽…横浜市^{のうら}の環境活動支援センターが実施する市民農業大学講座の修了生による自主組織で、農家で作業の手伝い(援農)をしています。
- ※2 横浜市の新制度については4頁に掲載しています。

委員紹介

- ◎ 会長
- ◇ 農地部会長
- 農政部会長
- 会長職務代理者
- ◇ 農地部会長職務代理者
- 農政部会長職務代理者

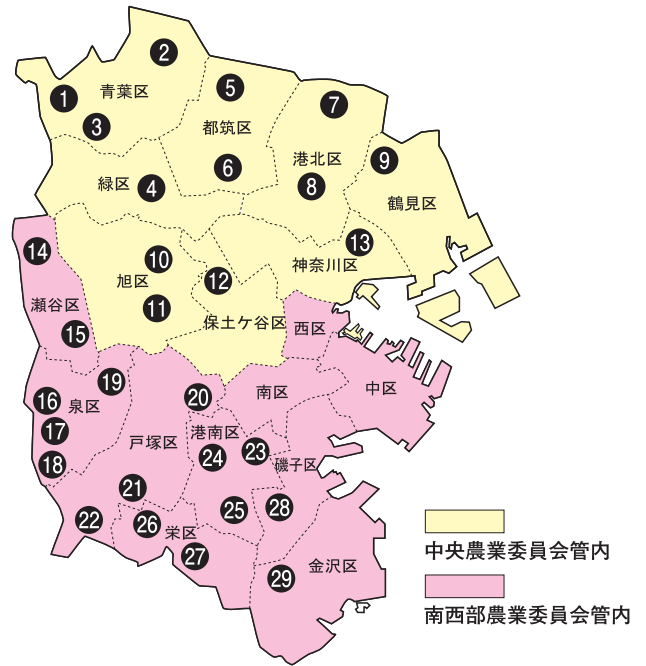
中央農業委員会 農地部会

① 田奈(青葉)	鴨志田 進 (かもしだ すずむ)
② 山内(青葉)	◇ 八木下 克己 (やぎした かつみ)
② 山内(青葉 都筑)	石渡 紀孝 (いしわた きこう)
③ 中里(都筑)	志田 喜一 (しだ きいち)
③ 中里(緑)	宮田 文夫 (みやた ふみお)
③ 中里(青葉)	吉濱 久雄 (よしはま ひさお)
④ 新治(緑)	佐藤 酉二 (さとう とりじ)
⑤ 中川(都筑)	唐戸 勲 (からと いさお)
⑥ 都田(都筑)	菅沼 進 (すがぬま すずむ)
⑥ 都田(都筑)	細野 正隆 (ほその まさたか)
⑥ 都田(都筑)	串田 金次 (くしだ きんじ)
⑦ 新田(港北)	金子 幸七 (かねこ こういち)
⑧ 港北(港北)	横溝 憲一 (よこみぞ けんいち)
⑧ 港北(港北)	細谷 保治 (ほそや やすはる)
⑨ 鶴見(鶴見)	◇ 横溝 市三 (よこみぞ いちぞう)
⑩ 都岡(旭)	栗原 成美 (くりはら なるみ)
⑪ 二俣川(旭・保土ヶ谷)	内田 松雄 (うちだ まつお)
⑫ 保土ヶ谷(保土ヶ谷)	◎ 山本 誠一 (やまもと せいいち)
⑬ 神奈川(神奈川)	内田 治雄 (うちだ はるお)

中央農業委員会 農政部会

① 田奈(青葉)	□ 森 太七 (もり たしち)
① 田奈(緑)	杉崎 章一 (すぎざき しょういち)
② 山内(青葉)	◇ 八木下 克己 (やぎした かつみ)
③ 中里(青葉)	森 一誠 (もり いっせい)
④ 新治(保土ヶ谷)	久保田 耕司 (くぼた こうじ)
④ 新治(緑)	鈴木 清一 (すずき せいいち)
⑤ 中川(都筑)	吉野 正良 (よしの まさよし)
⑥ 都田(都筑)	□ 角田 昇 (かくだ のぼる)
⑥ 都田(都筑)	志田 亮助 (しだ りょうすけ)
⑦ 新田(港北・都筑)	宮田 明政 (みやた あきまさ)
⑦ 新田(港北・都筑)	○ 小山 隆尉 (こやま たかやす)
⑧ 港北(港北)	阿藤 誠 (あとう まこと)
⑩ 都岡(旭)	漆原 武雄 (うるしばら たけお)
⑩ 都岡(旭)	小川名 重典 (おがわな しげのり)
⑪ 二俣川(旭)	杉山 敏幸 (すぎやま としゆき)
⑪ 二俣川(旭)	鈴木 一松 (すずき いちまつ)
⑫ 保土ヶ谷(保土ヶ谷・旭)	白井 正男 (しらい まさお)
⑬ 神奈川(神奈川)	込宮 一実 (こみや かずみ)
⑬ 神奈川(神奈川)	金子 詔司 (かねこ しょうじ)

地区配置図



南西部農業委員会

⑭ 瀬谷(瀬谷)	◎ 小川 正治 (おがわ まさはる)
⑭ 瀬谷(瀬谷)	川口 篤 (かわぐち あつし)
⑭ 瀬谷(瀬谷)	安田 一磨 (やすだ かずま)
⑮ 原(瀬谷)	堀江 八郎 (ほりえ はちろう)
⑯ 飯田(泉)	遠藤 幸生 (えんどう さちお)
⑯ 飯田(泉)	岩崎 旦好 (いわさき かつよし)
⑯ 飯田(泉)	天笠 芳則 (あまがさ よしのり)
⑰ 和泉(泉)	安西 賢一 (あんざい けんいち)
⑰ 和泉(泉)	安西 良一 (あんざい りょういち)
⑰ 和泉(泉)	横山 利男 (よこやま としお)
⑱ 中田(泉)	小島 重成 (こじま しげなり)
⑲ 中川(泉・戸塚)	大貫 元治 (おおぬき もとじ)
⑲ 中川(戸塚・泉)	高橋 康夫 (たかはし やすお)
⑳ 川上(戸塚)	宇佐美 光男 (うさみ みつお)
⑳ 川上(戸塚)	金子 光一 (かねこ こういち)
㉑ 戸塚(戸塚)	廣田 弘 (ひろた ひろし)
㉒ 大正(戸塚)	○ 北村 豁 (きたむら ひろし)
㉒ 大正(戸塚)	川邊 勝彦 (かわべ かつひこ)
㉒ 大正(戸塚)	小間 征治 (こま せいじ)
㉓ 上大岡(港南)	宮川 吉郎 (みやがわ よしろう)
㉔ 港南(港南)	若林 俊男 (わかばやし としお)
㉕ 日野(港南)	小林 作平 (こばやし さくへい)
㉖ 豊田(栄・戸塚)	臼井 稔 (うすい みのる)
㉗ 本郷(栄)	森 剛 (もり つよし)
㉘ 磯子(磯子)	岡本 一 (おかもと はじめ)
㉙ 金沢(金沢)	小山 松一 (こやま まついち)

仮登記がなされた農地では、不耕作の発生が多く見られるため、農林水産省の通達に基づき農業委員会が指導を強化します。

仮登記はあくまで仮のものであり…

- ①農地の売買は、農地法に基づく許可等がなければ、所有権移転の効力を生じない。
- ②農地法に基づく許可等がなければ、売買契約がされても農地の所有権は、仮登記権利者でなく農地の所有者にある。
- ③農地法に基づく許可等を受ける前に仮登記権利者に農地を引き渡した場合は、農地法違反となり、罰金の適用がある。

また、仮登記がなされた農地で不耕作が発生した場合、農業委員会が耕作を再開するよう所有者を指導するとともに、耕作が再開されない場合には貸付けがなされるよう指導を行います。

問い合わせ先

- 横浜市中央農業委員会 ☎948-2475
- 横浜市南西部農業委員会 ☎866-8495



横浜市では、平成21年の生産緑地地区の追加指定を行います。

これに先立ち、生産緑地地区の追加指定を希望される方のために、事前相談会を開催します。追加指定にはこの事前相談会への参加が必要ですが、参加できない場合は、事前に環境創造局農地保全課までお問い合わせください。

受付 平成21年生産緑地指定事前相談会

受付期間及び時間

平成21年4月20日(月)から4月24日(金)
午前9時から正午・午後1時から午後4時30分

受付場所

松村ビル別館401号室 電話671-3697
(受付期間中のみ)

相談条件

市街化区域内にある、面積500㎡以上の良好に耕作されている農地
(既指定の生産緑地と一体になる場合は500㎡未満でも可能)

必要書類

申出する土地の登記簿謄本及び公図の写し(3ヶ月以内のもの)

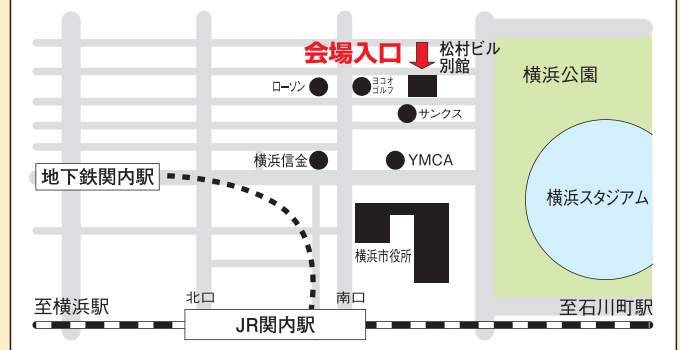
この事前相談会で、受け付けた後、農地の耕作状況を確認します。

その後、相談された農地が指定基準に該当するかどうか審査を行います。

耕作状況がよく、指定基準に合致した農地の所有者に採用のお知らせをし、8月上旬に正式な申出書類を提出していただきます。



案内図 JR、市営地下鉄「関内」駅下車、徒歩5分



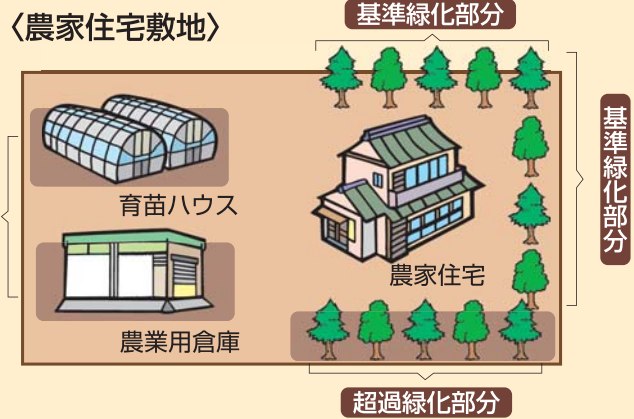
◎3月から今回の指定について下記の問い合わせ先で相談をお受けしますので、必ずご連絡の上おいでください。

問い合わせ先

- 申出受付全般について
- 環境創造局農地保全課 ☎671-2726 (関内中央ビル4階)
- 北部農政事務所 ☎948-2479 (都筑区総合庁舎4階)
- 南部農政事務所 ☎866-8492 (戸塚区総合庁舎4階)

農地の保全・緑化の誘導を図るため、農家の敷地内等にある**農業用施設用地**や基準以上の**緑化**を行った建築物の敷地について、横浜市との契約等に基づき**固定資産税・都市計画税**を10年間**軽減**します。

① 一般の農業用施設用地並みに軽減



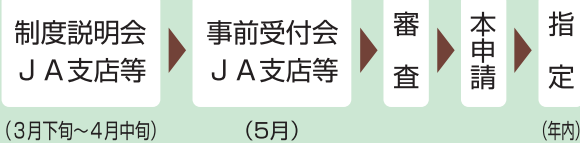
② 超過緑化面積について
1/4軽減

① 農家の敷地内等にある農業用施設用地

軽減条件

- 契約後10年間
- 1,000㎡以上の農地(※)を耕作していること
 - 農業用施設は全体が農業用専用に使用されていること
- (※) 1,000㎡以上の農地に含まれるのは、横浜市内の市街化調整区域内農地と生産緑地です。

〈農業用施設用地の指定スケジュール〉



問い合わせ先 (相談・受付・契約)

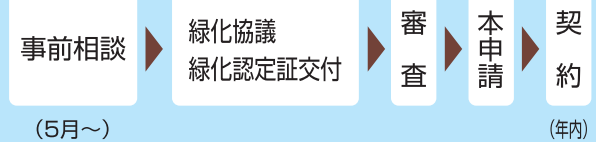
- 環境創造局農地保全課 ☎671-2630
- 環境創造局北部農政事務所 ☎948-2477
- 環境創造局南部農政事務所 ☎866-8491

② 基準以上の緑化を行った建築物の敷地

軽減条件

- 契約後10年間
- 建築敷地面積が500㎡以上で緑化認定証の交付を受けていること
 - 建築敷地に義務づけられている緑化基準(住居系用途地域の場合は緑化地域により10%)を超えて5%以上の緑化を行い、緑地を保全すること

〈緑化部分の契約スケジュール〉



問い合わせ先 (相談・受付・契約)

- 環境創造局緑化推進担当 ☎671-2688

指定及び契約の手続きは平成25年末まで時期を決めて毎年実施します。

(平成21年4月1日施行)

改正の内容

- 分家住宅の敷地規模の上限(300㎡)や道路基準の見直しを行いました。
- 農家の方が農産物の直売所を市街化調整区域で建築できるよう取扱いを定めました。



問い合わせ先

- 基準の改正について
まちづくり調整局調整区域課 ☎210-9895 (中区山下町193-1 昭和シェル石油山下町ビル3階)
- 直売所の内容について
環境創造局農業振興課 ☎671-2637 (中区港町1-1 関内中央ビル4階)



▲トキタ種苗株式会社 大利根研究農場

中央農業委員会で 視察を実施しました！

中央農業委員会では、12月12日に農政活動の一環として、埼玉県大利根町にある「トキタ種苗株式会社大利根研究農場」、同県深谷町の「道の駅 おかべ」、同県花園町の「JA花園農産物直売所」に視察に行きました。

最新情報を横浜に

特徴的な野菜の品種を育種している種苗会社や、先進的な直売所の最新情報を横浜に持ち帰ることが目的です。

トキタ種苗株式会社では、農場長の本澤安治氏の講義を受けました。日本人の野菜の消費量は年々減少し、輸送技術の発達により増加している輸入野菜と対抗することが難しくなっていること、そのような中で、トキタ種苗では、食べ切りサイズで味のよいミニハクサイや、鍋に合うネギ、サラダに合う野菜、そして病害に強い品種など、消費者や生産者にメリット

のある品種の育成をしているとのことです。

講義の後、農場に出て、栽培されている野菜を手でふれて、味わいながら、さまざまな品種の特徴について学ぶことができました。



本澤農場長

そして一行は、「道の駅 おかべ」へ、さらに「JA花園農産物直売所」へ。いずれの直売所でも、売られている農産物の質や値段、品揃えなどに興味津々。店内の活気も肌で感じることができました

参加した農業委員は、「とても参考になった。ぜひタネを購入して栽培してみたい。」「消費者が何を求めているか大いに役立った。」など、実り多い視察になりました。



▲道の駅「おかべ」



賛助会員費ご協力ありがとうございました

毎年お願いしております神奈川県農業会議への賛助会員費につきましては、多くの方にご協力いただき、ありがとうございました。

この賛助会員費は神奈川県農業会議の農政対策活動費として活用されるほか、横浜市農業委員会連合会への農政活動推進費として助成されます。

中央農業委員会管内 **1,831,900円**
 南西部農業委員会管内 **1,302,000円**

事務処理状況 中央農業委員会

—受付件数並びに面積—

	耕作目的の 売買・貸借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	賃貸借の 解約等 20条通知	相続税 納税猶予 (適格者証明)
第5回農地部会 12月22日	4件 6,401㎡	7件 4,331㎡	70件 33,922㎡	0件 0㎡	4件 15,654㎡
第6回農地部会 1月26日	3件 2,909㎡	6件 2,580㎡	63件 19,388㎡	1件 307㎡	2件 15,845㎡
第7回農地部会 2月26日	1件 1,387㎡	11件 34,009㎡	53件 16,874㎡	0件 0㎡	6件 39,861㎡

—小数点以下切捨て—

事務処理状況 南西部農業委員会

—受付件数並びに面積—

	耕作目的の 売買・貸借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	賃貸借の 解約等 20条通知	相続税 納税猶予 (適格者証明)
第6回総会 12月22日	1件 207㎡	5件 1,805㎡	38件 13,533㎡	0件 0㎡	1件 1,128㎡
第7回総会 1月26日	2件 4,000㎡	3件 2,646㎡	48件 14,522㎡	2件 816㎡	1件 4,530㎡
第8回総会 2月25日	2件 3,631㎡	2件 673㎡	19件 8,168㎡	3件 3,520㎡	2件 16,168㎡

—小数点以下切捨て—

横浜チャレンジファーマー

横浜で農業を
始めます!!



2年間の研修を終え、4月から泉区で就農する
高橋さんにお話を伺いました。

Q. 間もなく就農しますが、研修を終えていかがですか

研修先の農家では、畝の幅や間隔の取り方を含めた作業の技術だけでなく、直売所での販売の工夫など、実践の中から多くのことを学びました。また、いかに効率良く作業しなければならないかということを考えさせられると同時に、作物は手をかければかけるほどそれに応えてくれるのでやりがいがあると感じました。さらに、地域の農家や同年代の後継者と知り合い、横のつながりを持つことができたことも良い経験になりました。



Q. これからの意気込みをお願いします

これから大変なことの方が多いと思いますが、研修でお世話になった方の言葉を思い出し、作業の中に楽しみを見つけてながら頑張っていきたいと思います。

農地・農家の減少が進む横浜で農業を始める高橋さん。今後の活躍を期待しています。



チャレンジファーマーとは

横浜チャレンジファーマー支援事業は農業以外から新たに職業として農業を目指す市民を積極的に支援し、農業の担い手を育成することを目的とした事業です。

支援の内容は、2年間の研修の提供、耕作農地の確保・あっせん、農業委員会など農業関係団体との協体制づくりなどです。チャレンジファーマー研修生は研修終了後に市内で就農することを目指します。

問い合わせ先 環境活動支援センター ☎711-0635
北部農政事務所 農業振興担当 ☎948-2480
南部農政事務所 農業振興担当 ☎866-8493

農を考える

地球の未来は農のある街づくりから始まる

「農のある街づくり」は横浜発!

今では日本中で使われている都市農業の代表的な「コピーパー」だが、実はこのコピーパー、横浜発なのである。およそ25年前、当時、日本は好景気の中にあり、「食料は安い外国産を輸入すればよい」、いわゆる「都市機能の効率性と土地資源の有効活用から不要」という考え方が大方のマスコミの論調だった。国でも、「農業白書」の中にも都市農業の項目はなく、市街化区域の農

地の所管は建設省(現国土省)だった。横浜でも農地、農家の減少の中、農政当局は縮小に次ぐ縮小を余儀なくされていた。その時、横浜の農業、農政の未来に危機感をもった若手職員たちが、農業を産業と位置づけるだけの農政でいいのだろうか?横浜に農業があることは横浜市民にとってもメリットがあるのではないかと、農のほんとうの意味を考えてみようという議論を開始、その中でこのコピーパーは誕生した。

「農のある街づくり」の意味



第一に、なぜ、「農業」でなく、「農」なのか。それは農業と言った産業の一つというイメージが強い。しかし、農業の価値は経済的數字だけでは評価できない。農業が生産するものは食べ物だけではない。多様な価値をも生み出すという意味を含んで、農という言葉が適当となったのである。第二に、なぜ、「町づくり」ではなく「街づくり」なのか?町づくりという

農は現代社会再生のキーワード

行政の仕事というイメージが強い。街となるとそこに暮らす人の生活感がある。農業があることが、その街に住んでいる人にとっても価値があるなら、街の人にも農業を応援してもらいたい、農のある街づくりに参加してもらいたいというメッセージが込められているのだ。

近代化によって、確かに、人間の生活は豊かになり便利になった。一方でそのことの行き過ぎが、環境や人の心を壊し、新たな貧困や戦争・テロなどの暴力を引き起こしてきた。今の経済不況も際限のない人の欲望の所産といわれている。「市場には心が無い」と警告していたのは近代経済学の父、ポール・サムエルソンだった。こんな不安な時代の中、農業への注目度が高まっている。環境や人の心の再生のキーワードが農にあると着目され始めたのだ。テレビでも食料・農業・農村を取り扱った番組が増えている。農の多様な恵みが評価されてきたのだ。横浜での「農のある街づくり」が地球の未来につながる。わが街に農があることは素晴らしいことなのだ。

(A)